

第 33 回津地区合併協議会（法定）

会議録（要旨）

日 時 平成 16 年 10 月 26 日（火）午後 5 時 00 分～午後 6 時 34 分
場 所 津センターパレス 5 階 津市センターパレスホール
出席者 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の各市町村長及び市町村議会の代表者、三重県津地方県民局長、渡邊悌爾委員、鈴木秀昭委員、木下美佐子委員

1 開 会 事務局長あいさつ

2 池田副会長あいさつ

失礼をいたします。本日、委員の皆様方には、何かとお忙しい中、第 33 回の合併協議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。先程、事務局長からご説明をいただきましたように、近藤会長がご欠席でございますので私が議長の職務を務めさせていただきます。委員の皆様方の格別のご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが開会に当たりましてのご挨拶と代えさせていただきます。どうか、よろしくお願い申し上げます。それでは、津地区合併協議会規約第 6 条第 3 項及び第 9 条第 2 項の規定により、本日の会議の議長を務めさせていただきます。委員の皆様におかれましては、議事運営に格別のご協力をお願いを申し上げます。それでは、本日の議事に入りたいと思います。まず、本日の会議は、代理出席を含め委員 24 人出席で、津地区合併協議会規約第 9 条第 1 項の規約を満たし、当会議が成立しておりますことをご報告いたします。次に、本日の会議録の署名委員を指名いたします。美里村長黒川委員さん、安濃町議会議長永田委員さん、第 3 号委員から渡邊委員さんの 3 名をお願いをいたします。それでは、会議次第の 3 に入ります。まず、協議第 74 号から協議第 103 号までを一括して、ご協議いただきたいと思います。前回、第 32 回協議会で、合併の期日について、平成 18 年 1 月 1 日ということをご確認いただきましたことに伴いまして、これまで確認していただきました合併協定項目のうち期日に関連する記載部分を修正する必要が生じたので、次の 4 項目について一括してご協議いただきたいと思います。先ほど会議録の署名委員さんで、安濃町議会議長永田委員さんということで申し上げましたが、浅生委員さんの間違いでございます。お詫びして、訂正をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。それでは戻りまして、協議第 74 号各種事務事業の取扱い（建設関係）、協議第 97 号地方税の取扱い、協議第 98 号国民健康保険事業の取扱い、協議第 103 号各種事務事業の取扱い（農林水産関係）の 4 項目でございます。前回、協議会終了後、幹事会で調整をいたしまして、10 月 15 日に本日の協議資料として各市町村へ送付をいたしました。修正案の内容につきましては各市町村の幹事さんからご説明をいただいたと思いますが、もう一度事務局から簡単に説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

3 議 事

（1）協議事項

- ・協議第 74 号 各種事務事業の取扱い（建設関係）について
- ・協議第 97 号 地方税の取扱いについて
- ・協議第 98 号 国民健康保険事業の取扱いについて

・協議第 103 号 各種事務事業の取扱い（農林水産関係）について
資料に基づき事務局長から説明

池田副会長 説明は以上のとおりでございます。協議第 74 号から協議第 103 号までの修正案の 4 項目につきまして、ご質疑、ご意見等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

（異議なし）

池田副会長 はい、ありがとうございます。他に、ご意見、ご質疑等ございませんので、以上で質疑を終わらせていただきます。協定項目のうち、期日の決定に伴う修正が必要となりました協議第 74 号、協議第 97 号、協議第 98 号、協議第 103 号の 4 項目につきましては、提案いたしました内容で確認をさせていただきます。次に、新市まちづくり計画につきましても、合併期日の決定に伴いまして、計画年度を一部修正する必要がありますので、協議第 91 号新市まちづくり計画についてとして、ご協議いただきたいと思っております。これにつきましても 10 月 15 日に各市町村へ送付いたしまして幹事さんからご説明をいただいたと思っておりますが、もう一度事務局から説明をさせますので、よろしくをお願いいたします。

・協議第 91 号 新市まちづくり計画について
資料に基づき事務局次長から説明

池田副会長 説明は以上のとおりでございます。協議第 91 号につきまして、何かご質疑、ご意見等ございましたら、お願いをいたします。はい、中川委員さん。

中川_雅委員 一志町の議長でございますけれども、先程、新市まちづくり計画の案について、ご説明をいただきました。18 年 1 月 1 日ということで随分変更があったようでございます。これは、いいとしまして、このまちづくり計画案の 54 ページを見てみますと、市民参画の推進ということが書いてございまして、その上から 7 行目に自治基本条例の制定を検討するということが書いてございます。すでに伊賀市では、自治基本条例を出すまでに作られておるようですので、私ども地域の自治を進める上におきまして、基本条例を一刻も早く作ってもらって我々にお示しをいただきたい。かように思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。以上です。

池田副会長 ご要望ということでよろしいでしょうか。

中川_雅委員 はい、結構です。

池田副会長 わかりました。他に、はい、永田委員さん。

永田委員 すいません、美里村です。まちづくり計画について以前にも、何回の時やったか、お話ししたことあるんですけども、見せていただいて将来の人口というものが、やはり、県都にふさわしいような新市のためには、30 万都市を目指すすと、どうしても 30 万都市を目指すんだということが施策として全くない、是非ともここらは、どんな施策がいいのかということは幹事会の中でも十分協議をいただいて、やはり 10 市町村全部よれば海から山までどんな環境の土地でもあるわけなんです、この 10 市町村が一つの市になれば、そういった意味からも、まして県都です。どうしても 30 万都市を目指すんだという施策というのは、私これ必要じゃないかな。もう日本の国の流れが人口減っていくんやで、仕方ないというやり方では、県都としては、どうかなという気もいたします。そういった意味からも、是非ともこれは検討してほしいな、このようにお願いをしておきたい、このように思います。

池田副会長 はい、ありがとうございます。力強いご意見をいただきまして、確かに人口 30 万人の中核都市を目指して努力していくべきだ、そんなふうにも考えております。今後、合併も 1 年延びたわけでございますので、十分幹事会等で協議して、よりよいまちづ

くりを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。他に、はい、小田委員さん。

小田委員 久居市議会といたしまして、問題点と意見を申し上げたいと思います。これは今までもご意見がございましたのですが、まず、新市まちづくり計画につきまして、新市の具体的な事業が明確でなく、新市のまちづくりが見えてないという質問、意見がございました。それで、第28回の協議会におきまして、近藤会長は新市において具体的な事業を実施するに当たっては、合併前の市町村の総合計画等に位置付けられていた事業は尊重されるとしている。これは協定書の中に、ご承知のように記載されているところでございますが、これに関連をしまして、事業の具体化については今後とも10市町村で協議をするとそういうふうに明言をされております。是非今後とも合併までの期間を十分に活用し、地元要望に応えられるような10市町村で十分深みのある議論をお願いをいたしたい。少なくとも合併までに具体的な事業を明らかにして、地域住民と一体となったまちづくりを進めていただきたいとの意見でございます。

池田副会長 はい、ありがとうございます。ご意見をいただきましたように、まちづくり事業の具体化につきましては、市町村長で協議をするということにいたしておりますので、十分議論をしましてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。その他、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、これで質疑を終わらせていただきます。協議第91号新市まちづくり計画の期日決定に伴います修正につきましては、提案いたしました内容でご異議ございませんか。

(異議なし)

池田副会長 ありがとうございます。それでは、協議第91号につきましては、提案した内容で確認とさせていただきます。続きまして、合併協定項目の修正と新市まちづくり計画の修正をご確認いただきましたことによりまして、別添のとおり、合併協定書案を調整いたしました。この合併協定書案は、先程ご確認いただきました合併協定項目の修正部分と、これまでに協議会でご確認いただきました内容をもとに調整をいたしましたものでございます。この合併協定書案につきまして、ご質疑、ご意見等ございましたら、お願いをいたします。はい、中川委員さん。

中川_雅委員 協定書の中身でございますけれども、今私も質問をさせてもらうわけでございますが、いろいろ私どもの議会も意見が一杯出まして、実はすでに決まったことであって、いろいろ協定書の中に載せてもらえないようなこともあるかと思うんでございますが、全部意見が出てまいりましたので、申し上げたいと思います。6ページの人権施策基本計画について、合併後3年程度で策定をすると、こういうふうに入権施策関係の25の2に、こういうことが載ってあるわけでございますが、合併後3年後までに人権の基本的な施策を考えるということは遅いのではないかと、合併前にすでにこういう計画は立案すべきであると、こういうご意見がございまして。それから、25の5の広報広聴関係でございますが、ケーブルテレビについて、新たに番組を制作し、新市全域に放送するという項目がございまして、私もケーブルテレビを今実施をしているわけでございます。それは、今一志町が全村無料でケーブルテレビを放送、放映をしておるんでございますけれども、これを将来事業化されたり、あるいは、またそれに対してなにがしらの負担をとらんなんらんとというようなことだと、大変住民が迷惑するので、できるだけ無料を続けていただいて、さらに負担金を取らないように、今まで負担金を取らずにやっていたので、そういうことのないように、一つご協力をお願いしたいと、そういうことでございまして。それから、もう一つ、農業集落関係の農業集落排水事業でございますけれども、使用料については、基本料金2,000円、人数割300円という料金が統一されておりますが、私どもの方は、すでに今まで基本料金と従量制を採用してまいりまして、リッター当たりいくらかと加算して徴収まいりました。私どもの方の集落排水事業につきましては、町で経営しておるわけで

ございますけれども、料金については若干高くなるんじゃないかということで、できるだけ従量制を採用していただきたい。すでに、これは各市町村とも、こういう人口割と基本料金で決められておるようでございますが、私どもは、そんなことを従量制で徴収しておりますので、どうか、そういうことをお汲み取りいただきまして、できたらそういうふうにしていただきたい、こういうことでございます。それから、25の22でございますが、その3項目に公営住宅の家賃が決められておりますが、18年度までは現行のままということでございます。平成19年度から応能応益制度による新家賃体系に統一するということでございます。しかし、私どもの一志町では、非常に住宅は老朽化しております。従いまして、家賃を低い価格で押さえられています。耐震的な能力も全くございませんし、先だつての新潟のような地震がありますと、大変なことになるような気がいたします。従いまして、そういうことも一応耐震対応の構造にする必要もありますけれども、それだけに家賃が急激に上がりますと、大変負担になるということでございますので、急激な負担増になる場合については、調整の上ということに書いてございますが、どうか一つ家賃を上げないように、ご配慮をいただきたい、そういうことでございます。それから、学校教育関係の25の26でございますが、公立幼稚園の学級開設最低基準について、原則9名ということでございます。しかし、私どもの過疎は非常に進んでまいりまして、9名で学級開設をするということは困難な状況等もございまして、しかもこの地域について幼稚園は9名以下だと全く作ってもらえないということにもなりかねませんので、どうか、この9名という原則を撤回していただきたい、かように思っているわけでございます。以上のようなご意見がございました。すでに協議がなされているかもわかりませんが、我々としましては、是非ともそういうことをご修正をいただきたい。そういうことで、お願いをするものでございます。どうか、よろしく願いいたします。以上でございます。

池田副会長 いろいろご意見をいただきました。申し訳ない話でございますが、この合併協定書の記載内容につきましては、今日まで、協議会で議論をいただいて、協議会でご確認をいただいてきた内容を記載したものでございまして、今、中川委員さんが言われたように審議をやり直すということについては、これは協議会も非常に混乱をすることになりますし、不可能なことだというふうに思っております。内容的には、先程の家賃の値上げをできるだけしないように、こんな内容につきましては検討いたすことは十分可能でございますが、協定書の字句そのものを変えるということについては、これは、やっぱりご理解いただきたいというふうに思いますので、よろしく願いを申し上げます。

中川_雅委員 よろしく願いをいたします。

池田副会長 他に、よろしいでしょうか。はい、小田委員さん。

小田委員 久居市議会では、合併協定書案について賛成多数で承認をしておりますが、次の点で意見、要望がございますので申し上げます。まず、協定調印後におきましても、公共料金、組織機構、職員給与等の未解決の課題をはじめ、解決すべき重要な課題が残されております。合併までの間に一層議論を深めていただくことを強く要望いたします。さらに、合併により議員、特別職、職員等の削減によるスケールメリットがどのように活用されていくのか、具体的に示されておられません。これも早急に早くお示しをいただきたい。また、保育園保育料の調整では平均値72%が調整案となっておりますが、スケールメリットを活用していない調整となっております。少子化問題は新市の課題でもあり、そのような中で保育料が増額するのは、少子化対策に逆行するものと思われま。よって、保育園保育料の調整については、階層区分の細分化及び経過措置について負担軽減の方法で最大限の配慮をお願いしたい。また、先程10月12日の第32回協議会で近藤会長が公共料金、組織機能等の重要課題については、今後具体的な部分として協議会において相談し丁寧に進めていただきたい、そういうふうに発

言をされております。是非延長された期間 18 年 1 月 1 日までに今後十分協議の上、関係市町村の意見を汲み取って調整をお願いしたい、そういうふうに意見として申し上げます。

池田副会長 はい、ありがとうございました。ご要望として受け止めさせていただきたいと思えます。公共料金等の詳細の部分、解決すべき重要課題につきましては、前回協議会で近藤会長も答えておりますとおり、今後、具体的な部分を協議会において丁寧に協議していきたいということでございます。合併が 1 年延びたわけでございますので、合併までの期間を活かして、ご意見の趣旨に沿って十分議論をし、調整をいたしてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。その他、よろしいでしょうか。
(異議なし)

池田副会長 はい、ありがとうございます。それでは、ご意見等もないようでございますので、合併協定書案につきましてはお示しいたしました内容で進めてまいりたいと思えますので、よろしくお願いを申し上げます。次に、協議第 122 号地域審議会の設置に関する協議を議題といたします。地域審議会の設置につきましては、平成 15 年 12 月 18 日の第 16 回協議会におきまして、協議第 47 号で、新市において地域審議会を設置することをご確認いただきました。その際には、参考資料として、地域審議会の設置に関する協議内容をお示しし、ご説明いたしましたところであります。この地域審議会の設置及び運営等に必要事項は合併特例法第 5 条の 4 第 2 項の規定に基づき関係市町村の協議により定めるものとする。また、同条第 3 項の規定により、その協議は構成市町村の議会の議決を得るものと定められておりますことから、前回確認以後、幹事会等で調整いたしました内容を協議会でご協議いただくものでございます。本日、この協議第 122 号地域審議会の設置に関する協議をご確認いただきますなら、構成市町村の議会に市町村の配置分合議案などの合併関連議案とともに提出いたしまして、ご審議をいただくこととなります。これにつきましても、10 月 15 日に各市町村へ送付いたしまして、幹事さんからご説明をいただいたと思えますが、もう一度事務局から説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

・協議第 122 号 地域審議会の設置に関する協議について
資料に基づき事務局長から説明

池田副会長 説明は、以上のとおりでございます。各市町村でご検討いただいたと思えます。協議第 122 号地域審議会の設置に関する協議につきまして、ご質疑、ご意見をお伺いいたしますが、前回協議会で一志町議会議長の中川委員さんから提言がありました合併特例区につきまして、この協議と関わるがございますので、ここで幹事会での考え方なり、協議の内容につきまして、幹事長から説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

高橋委員 (幹事長) はい。幹事長の高橋でございます。前回の協議会を受けまして 10 月 14 日に第 47 回の幹事会を開催いたしまして、この合併特例区について協議をいたしました。一志町の幹事の方から、合併特例区で処理をする事務ということで、想定されるものということで、ケーブルシステムですとか、温泉施設等の管理、運営、また地域のイベントの実施、また現在、検討中ということでございましたが、デマンドタクシーといったものの運営を考えているという口頭での報告でございましたが、現在、検討中のものを除きまして、ケーブルシステム、それから、温泉施設の管理、地域イベント等はすでに確認をいただいております事務事業の調整の中で新市において継続して実施していくということが確認をされております。また、それを可能とするため、支所単位でそれらの事務をしていくための支所長の権限ですとか、予算制度について今後検討

するということをしておりますので、一志町のみ合併特例区を置く必要性が乏しいのではないかとございました。特に、特例区を置くということになりますと、まちづくり計画ですとか、これまでの事務事業の調整等の見直しが必要になってまいりますので、協議の最終段階であれば、想定されている事務は、現在の支所の権限と、それを補佐する形の地域審議会、特に今回地域審議会のところでは、意見を述べる事項ということで、2項のところでございますけれども、予算の関係、それから地域の事務事業について明記したところでございますので、それで足りるのではないかとございます。特に、この津地区合併協議会においては、新設合併ということで、新市としての一体性ですとか統一性ということに重点をおいて、これまで調整を行ってまいりました。合併特例区というのは、特別地方公共団体という一つの団体でございますので、また予算の編成権を持っております。そういう意味で合併特例区を一部の地域に置くということは、新市としての一体感を損なうということになりますし、合併が目指すべき、広域全体の効率性ということにも反するのではないかと、また合併特例区は設置が5年間ということでございます。一方、地域審議会は10年間という設置期間の違いもございますので、現在の確認された方針どおり地域審議会を設置するということで幹事会では再確認をいたしました。以上でございます。

池田副会長 はい、ありがとうございます。ただ今の説明の内容につきまして、ご質疑、ご意見等ございましたら、お願いをいたします。中川委員さん。

中川_雅委員 合併特例区を設けることは、屋上屋を重ねる、新市の一体性を損なうというご意見でございましたが、実際新しい法律ができて、そういうことを地域に及ぼしてもらうことによって地域の主体性が、ある程度確保できると、そういう観点から、私も合併特例区を設置をして、予算の編成も、もちろん決算も我々でやると、ある程度地域の中で今までやってきた事業をそのままやっていきたいと、そんな要望が議会全体の空気でございます。今日は先だって幹事会で検討せえということでございましたですが、私どもの幹事意見述べまして、結局は何も審議をしてもらうような状態で無かったという話を聞きまして、実は心外に思ったわけでございますけれども、そういう既定の事実によって、これを一蹴にされるような結果に大変我々議会の議員は皆憤りを感じておるとございます。今日は、それならば合併特例区の規約を持ってこいということでございまして、急きょ、規約を作りまして、ここへ持ってまいりました。それで、具体的に乘せて皆さんがご検討いただければ、ありがたいですが、幹事会でこう決まったということでは、私たちの立場がございませぬので、どうか、一つご検討をいただいて、私どもが従来から今までどおりやるんだということでございますけれども、ケーブルテレビにつきましても、今回やります温泉施設にしましても、我々今まで町がずっと運営をしてまいりました。かなりの収益も上げておりますし、今後も、やっぱり地域でそれを確保しながら、運営をしていきたい、そういったことでございます。ケーブルテレビについても先程申し上げましたように、やはり、無料で今まで、住民サービスで地域の広報をケーブルテレビでやってきた。そういう観点もございますし、さらに、デマンドタクシーを導入して今後やりたいということです。他にも、いっぱい施設の維持管理そんなんで、いっぱい特例区としての事業はあるわけでございます。特別なものを作ってはいかんということで、そうおっしゃるのであれば、例なしに一志町だけでも、一つ特例区を作っていただいて、こういう形のものにしていただきたい。そのように思うのでございます。長々と申しましたが、この合併特例区の規約を作ってまいりましたので、皆さんに一つ見ていただいて、皆さんの町でも、それを実施していただいて、そして、本当に地域自身で問題を解決していけるように、お願いをしたいと思います。今、特例区は5年だとおっしゃいましたが、法律の改正によりますと、自治区の設置ということも当然それが終わったら自治区を作るんやということも法律に明記されておりますし、決して5年で終わるんやなしに、また地域審議会、いわゆる、先程説明があった地域審議会の

設立についても、二重に設立しても構わないというふうな法律改正の状況もござい
ますし、従いまして、何ら将来に向かっておかしなことにはならんというふうに自信を
持っておりますし、今日は皆さん、お考えをいただいて、これをやってもらったらど
うですか。そういうことでお願いをしたい。かように思います。

池田副会長 ありがとうございます。一志町議会の方から合併特例区を是非というご意見でご
ざいますが、他のご意見は。浅生委員さん。

浅生委員 安濃の浅生です。ただ今、幹事長さんの方から説明があったんですが、幹事会で地
域審議会と合併特例区との整合性というか、そういうことにおいて、充実したんだか
ら良いというような説明がございましたが、特例区を幹事会でも議論してもらっての、
こういう結果になったんか、それとも、議論なし、それを先に聞こうかと思ってお
いたら、幹事長から説明があったわけで、それにおいて地域審議会の、このような充実
したから地域においての不安は解消されるであるというような認識でありました。そ
れをお尋ねしたいと思います。

高橋委員 (幹事長) はい、地域審議会のところ、所掌事務のところは以前から会長も地域独自の事業を
実施していく予算というものを創設していく。それを地域審議会で見聞きながら
進めていくということを申しておりましたので、それをはっきりさせるために書いた
ということです。ですから、元々、合併特例区も地域審議会も合併に対して地域の声
を届けるための施策の一つでありますので、そこをより明確にしたということであり
ます。

池田副会長 よろしいでしょうか。

浅生委員 それは、合併特例区で、特例区を活用する場合での予算と、または、それを執行す
る権限といいますか、地域において権限がこれで、ある程度満たせるという認識で受
け取ってよろしいございますか。

池田副会長 幹事長。

高橋委員 (幹事長) はい、合併特例区で何をやるかということを経営で決めなければ一般論としてはい
いませんけれども、一志町さんがおっしゃられまして、想定されました公の施設です
とか、温泉施設ですとか、地域のお祭りですとか、イベント等の、そういったものにつ
いては支所単位の予算の中で対応できるということで考えておりますので、そうい
うふうに活かしていきたい。

池田副会長 他に。はい、柴田委員さん。

柴田委員 芸濃の柴田でございます。

池田副会長 特例区の関係で述べていただきたいと思います。

柴田委員 実は、芸濃町議会で第4条の2項ですな、2項に会長に答申すると、その答申を尊
重して欲しいな、折角、審議会でも積み上げたものを会長がええんやというようなこと
を多々あるかも分かりませんが、尊重して欲しいと。それから、区分について
は、もっと細かいことが必要かな。ある議員から質問があったのは、報酬はどうなん
のやということをおっしゃったので、尊重していただくということは基本的なこと
ですけれども、それと報酬はどうなるのか。2点、お伺いいたします。

池田副会長 委員の報酬ということですね。それじゃ、柴田委員さんの先程の2点のご質問につ
きましては、後ほどお伺いさせていただくということで、まず、特例区の関係の議論
を先に進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺い申し上げます。はい、
中川委員さん。

中川委員 私、すでに、申し上げておるんでございますけれども、前回も、前々回も、この特
例区についてお願いをしてきました。しかし、全然取り上げてもらえやんようなこと
でございまして、この意見は切実な希望でございまして、やっぱり、議論はしてい
ただいて採択していただきたいと思いますと考えてるんですわ。これ、今、地域審議会につ
いては、昨年の12月に検討されておって、その後新しい法律ができて、5月に法律が改
正されて、それで合併特例区というのができたわけでございますけれども、こないだ

も言うたんですけれども、どれを見ても協議をされたあとがないと。従って、地域審議会ですでに決まってるのやで、これはあかんのやという議論では、やっぱり、我々としては収まらんような状況なんでございますわ。今日も、特例区の規約を持ってこいということでございまして、議論をしたるから規約を持ってこいということでございまして、今日は規約を皆さんのところにお届けするように、ここへ持ってまいりまして配って欲しいと思うのですが、そういう、どうなんか知れませんが、全然問題にしてもらえやんような会議が意味ない、我々の意見を採用して欲しいと、そういうことでお願いをしておるんですけれども、一つ、よろしく。

池田副会長 今、協議をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。先程から、幹事長から幹事会での議論の経過等につきまして、ご報告をいたしました、この協議会としてもすでに地域審議会を設置するという確認をされて今日まで進んでおるわけでございますし、また幹事長からも説明いたしましたように、地域審議会なり、あるいは支所機能の充実で十分な対応ができるのではないかと、こういって、幹事会としては合併特例区については設けない。こんな、幹事会としては結論を出しておるわけでございますが、今、中川委員さんからのご意見がございまして、他の市町村のご意見をお伺ひいたしたいと思ひます。はい、青木委員さん。

青木委員 私の意見を少し述べさせてもらいたいと思ひます。他にない市町村合併ということで、大きな市ができるということでありまして、中心部から離れておる周辺部で、寂れるとか住民の声が届きにくい、そういうふうな地域の皆さんの不平というのがあるのではないかと、そういうふうなことに、先程から話に出ています合併特例区、地域審議会というふうな制度が実施されています。そういうことで、先程、一志町の方から合併特例区のことについて、お話があったわけなんですけれども、合併特例区について少しその内容をお話しますと、2つ内容としてはあるのではないかと。1つは、旧市町村が実施してきた地域特性のある部分について、その区域のみで一定期間自治体の執行機関を設けること。そういうのが1つだと思ひます。もう1つは、事務や新市の施策を審議する合併特例区の協議会を設ける、その中で地域の施策について審議をする。こういうことが主なものじゃないかなと思ひます。一方、この津地区の合併協議会におきまして、これまでに地域審議会の設置の背景といたしまして、旧市町村の役場を総合支所とすると、そういうことになり、また地域づくりの地域予算という、そういうふうなことを協議会の中で確認がされておるところです。また、この新市で設置される地域審議会につきましては、先程説明がありましたように、まちづくり所掌事務といたしまして、まちづくり計画の変更でありますとか、それから、新市の基本構想の策定、こういった事項を審議するということになり、それから、まちづくり計画の執行状況、あるいは公共施設の設置、管理、運営、地域振興に係る予算、そういったものになる予算を審議し、意見を出すことになっております。そして、新市においては、地域審議会を設置して新市全体が、よりきめ細やかに住民の意見を反映させていこうということになっておると思ひます。また、先ほど言いましたように総合支所より地域予算制度、こういったことで、住民のサービス、地域づくり、そういったことを地域住民の声に配慮していくと、そういうことになっておると思ひます。こういうことを考えますと、当協議会でこれまで決めてきました地域審議会、こういったようなことを地域予算も含めてのことですが、合併特例区の先程はじめに説明しましたようなこととほぼ同様の機能を有しているのではないかと、思ひます。地域住民の意見の反映に十分な、そういった意味からの機能を有しているのではないかと、思ひます。そういうことで、機能的には、ほぼ同様だと考えておると思ひますので、こういった制度を作りましても運営をどうするかというふうなことが非常に大事であろうと思ひます。今後は合併協議会の中で、これまで議論されてまいりました地域審議会とか、総合支所、あるいは地域予算、こういったことにつきまして、十分に議論を行ってきまして、単に運用を強化していくかということが地域住

民の声を十分に反映していくことになるのではないかと考えておりますので、そういった面をより考えていただいて議論をよろしくお願ひしたいと思います。

池田副会長

はい、ありがとうございました。それでは、他のご意見はございませんか。この地域審議会と合併特例区の関係につきましては、先程も若干おっしゃいましたが、地域審議会との関係につきましては、すでに協議会で地域審議会を設置するというところで、確認をし、合併協定書にも記載をいただいておりますのでございまして、地域審議会ということで、ご理解をいただきたいと思いますが、どうでしょうか。傍聴者は静粛にしてください。どうでしょうか。はい、海野委員さん。

海野委員

安濃町の海野でございます。地域審議会のことにつきまして、本町も25日に全員協議会を開きまして、いろいろなご意見を頂戴いたしました。安濃町の場合も特例区を設置していただきたい。また、その検討をしていただきたいというご意見もいただいております。今、幹事長の立場で、ご発表いただきましたけれども、支所機能の充実と支所長の権限のあり方、それから地域予算を確保する。こういうことを説明されましたし、これまでの経過の中で、会長もそういったことは度々申されていたわけでございます。加えまして前回の地域審議会の協議の中で、4条の機能充実に関わるこの項目が幹事会の方でご検討いただいたところでございます。そういうことで、すでにこの審議会併せて支所機能が充実をする。こういう方向で今、1つの形としてあるわけでございます。中身につきましては、運用など細かいところは、今後ご検討いただくことといたしまして、基本的に支所機能は地域審議会と地域が一体となって、その地域の自治を確立していく。地域審議会がそういう機能を果たすということで私は理解をいたしております。しかしながら、そういう中で、今、お話がございましたように、答申とか意見を述べるとかという文言に拘らず、この審議会のことについては、当然市長はその意見を尊重する。そういうことを是非、一項加えていただければ、より地域審議会の充実という、そのへんのところが明確になるのではないかと、こんなふうに考えておりますので、意見として申し上げたいと思います。以上です。

池田副会長

ありがとうございます。一志町議会からの強い要望ではございますが、お察しいただきますように、他の9市町村からは合併特例区という意見がございませんので、一応このへんで合併特例区の関係につきましては、質疑を打ち切らせていただきます。予定どおり地域審議会で行くということで、ご確認をいただきと思います。それでは、次に地域審議会との関係につきまして、先程柴田委員さんからご質問がございました2点につきまして、意見を尊重するというのと、委員の報酬はどうするか。

事務局長

意見の尊重ということにつきましては、事務局にとっては、この考え方という、この中には、地域審議会を作るということにつきましては、やはり各市町村議会の議決を得て決まるということになりますので、これは住民の方の意見を尊重する機関なんだという意味で、尊重するという文言をつけておりません。今日いろいろと皆さん議論をさせていただいて、これがいいということになれば、それはまたそれで議論をさせていただいておりますし、報酬については、まだ決めておりませんが、まず、月額という形ではなしに、日額というか日当という形に、そんなことになるのかなという想定はしておりますけれども、今後そういうふうにしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

池田副会長

よろしいでしょうか。はい。その他、はい、永田委員さん。

永田委員

昨年の12月に地域審議会を設置するという事は、この協議会の中で決めて、その中身については、はじめて公開したというか、全部我々に示していただいた。うちの議会も中身について、このままでよろしいかと言われると、んっということがあったわけなんです。まず、具体的に申し上げますと、もう少し権限というものが、権限が活かされないのかな、いわゆる住民の声を本当に活かしていくためには、やはり、こういったところが大事な、このまま、先般私どもに示されました所掌事務という、こういったものを見てみましても、全くこういう意見を聞くだけであって、住民の声

が活かされて、この審議会そのものも私は生きてくるんじゃないかな。今、県民局長言われた運営の強化という面も言われました、そういった意味からも、まず、そこらへんでこいつを検討して欲しいな。それから、支所で予算というものも、先般うちの特別委員会を開いた時に、村長に対して支所の予算なんていうもの、首長の中で話が出て金額明示されておるのかと聞いたら、いや、それはされていませんというようなことでした。そういったことについても、やはり、もう少し明白にして欲しいな。前々から、いろんなところでの議論をされている特例債につきましても、丸々全部使えというわけではないんですが、ある程度そこらの、いわゆる合併についての特例債というのはアメ玉ですわ。それも、今までの会長の示された限りでは、新しい市になってからという先送りというようなことについては、もう少し具体的に示して欲しいなというようなことは、私どもとしては強く出ました。極論を申し上げますと調印したら、そんなもの、あと何にもならへんぞというような意見も出たわけで、できれば、そういったところ、早い時期に明白にしていいただければなということだけ。

池田副会長

はい、ありがとうございます。地域審議会の所掌事務等につきましては、原案から2項を追加し、地域予算等の審議をできるように、また執行状況に関しての4項目を追加をさせていただいての記述をした、こういうことですので、ご理解をいただきたいと思います。地域予算の関係につきましては、地域予算をつけることは確認されているわけですが、具体的にいくらつけるかということまでには至っていません。今、ご要望いただきましたように、できるだけ早く、その件についても協議会で協議していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。また、事業の関係につきましては、新市まちづくり計画の事業の中でも申しあげましたように10市町村長で具体的に協議することになっていますので、このへんにつきましても合併までにきちっと明確にするように、これから協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。はい、どうぞ。永田委員さん。

永田委員

今、池田議長の方から、ご返答いただきましたけれども、私最後に、ちょっと申し上げましたように、地域予算なんかでも、いつになったら明白になるか。この合併調印式までに、そういったところを明白にするのかどうか、いや、私らとこでも小さな村の悩みというのか、そういった端にもありますし、そういったところで調印してしまいたら、極論を申し上げますと、調印したら、もうそんなもの、あとどんだけ示されても何にも意見が通っていかんのと違うか。そういった心配もしとるわけなんで、そういった点につきましても、早い目に言われましてけれども、我々とするのであれば調印式までに、いわゆる首長の中で、これぐらいでしていくからどうや。この場で明白にさせていただく、首長の中で明白にして、首長の方から我々議会に報告していただければ、うちの議会としても安心するんじゃないかな。このように思います。やはり、住民の声を活かしていく、一番端、常に私端っこで小さい村の一番の悩みなんで、そこらだけ審議会の方で権限というものについても、もう少ししっかりとお願いしたい、これは強いお願いしたい。このように思います。

池田副会長

合併調印を済ませたら、もう予算も付けやんのと違うのかということですが、そんなことはあり得えません。傍聴者は静かにしてください。傍聴規則をお読みですか。退席してもらいますよ。地域審議会規約の第4条できちっと、地域予算はつくとなっていますから、当然予算をつけることとなりますが、永田委員さんがおっしゃられたように、調印式までにと言われると、これあと日程で11月8日を予定しているわけですが、それまでには、ちょっと、無理かと思えますし、今日はたまたま、近藤会長がお休みですので私が議長させていただいておりますが、久居市としても地域予算はほしいと思っておりますので、それは首長会議の中で議論して明白にしていきたいと思えますが、調印式までにと言われると、ちょっと無理があるかと思えますので、それについては、申し訳ないと思っております。はい、小田委員さん。

小田委員

地域審議会につきましては、これは地域住民のために是非実効性のあるものにして

いただきたい。そういう観点から、以下4項目といたしますが、4つの条文につきまして具現化を図っていただきたいということで要望させていただきたいと思います。まず、第一に、第4条の所掌事務の関係でございますが、先程、芸濃議会さん、美里議会さんから、お話がございました。そういう点も踏まえまして、もう少し具体的に申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。この第4条の所掌事務では、市長の諮問に依じての答申、設置区域に関わる事項について審議し、意見を述べる事ができる。そういうふうにあるわけでございますが、この意見が新市の行政施策に、あるいは政策にどのように活かされるか、そのへんが担保されていないという不安があるわけでございます。それは、先程、両議会の方が申されたわけでございますが、この不安の解消のためにも新たな条項を起こしていただいて、市長の責務として、市長は地域審議会での意見、要望について尊重しなければならない。先程、尊重という言葉はありましたが、尊重しなければならない。この一項を挿入していただければということで、要望いたしたいということでございます。それから、2つ目は、これは第5条の組織の関係でございますが、委員についてでございます。委員10人以内で組織する。そういうふうになっておりますが、構成市町村の人口、面積等、これには大きな差異がございます。人数を10人で統一するというには、これは難があるというふうに思われますので、委員数については地域の実情にあった組織にするため10人、あるいは15人程度の幅を持たせる等の内容にすべきではないかと、そういうふうにご考へておるわけでございます。これが2つ目でございます。3つ目につきましては、第6条第2項の公募の委員についてでございますが、先程、第5条につきまして、申し上げました委員の増加とも関連するわけでございますが、当然委員の増加がありますれば、これに伴って公募の委員等についても、当然増加という方向で人数を増やしたい。これが3つ目でございます。4つ目には、最後でございますけれど、これは、第9条第3項議会の開催の回数でございますが、議会は毎年1回以上開催するものとなっております。しかし、地域審議会は極めて重要な組織でありますので、この組織というものを形骸化させないというためにも、毎年1回というのをもう少し回数を多くするという形で、毎年4回以上というぐらひに修正していただけないか、修正すべきではないかというふうに思われますので、以上、4つの項目の要望について、要望いたしたいと思ひます。以上です。

池田副会長 はい、ありがとうございます。ご要望ということでございますので、そのように受け止めさせていただきたいと思ひます。天花寺さん。

天花寺委員 白山町でございます。今月22日白山町合併特別委員会を開催いたしまして、地域審議会の設置に関する協議案について審議しました。それで、この中の6条の2項、地域の産業、福祉、教育、文化等に関して活動を行っている者ということで地域の活動に対してもほとんど全部含まれているということと、もう1つは4条の2の(3)地域振興に係る予算に関する事項という問題がありますので、これで地域の活動に対してはカバーしていただけないか。それから、やっぱり話がありましたけれども、市長が審議会を当然のことながら尊重していただかなければ、何らこんなもの作る必要ないわけです。その点においては、この案に対して合併特別委員会全員が賛成することにいたしました。以上、報告終わります。

池田副会長 ありがとうございます。その他、よろしいでしょうか。はい、それじゃ、今、芸濃町さん、久居市、白山町さんからご意見があったわけでございますが、第4条の関係で、意見いっても市長が尊重せんたら意味がないじゃないか。こういうご意見でございますので、このへんについては是非明確にさせていただきたいと私も考へますし、それから、久居市議会から、委員数の関係で10名では少ないのではないかと、こういうご意見があったわけでございますが、どういう考へ方で10名にされたのか、もしあれば説明をいただけますか。

事務局長 委員さん10名でということで、15名でやるというご意見ございますけれども、平

成 15 年 12 月 18 日の協議会の中で地域審議会の設置をするというような形で協議をしていただきました。確認いただいております。そこで、設置に関する協議の案の内容という、そういう中で委員の枠は 10 人以内という形で説明をさせていただいているところがあります。それと、委員の数について現在の市町村の議会の中では、12 名とか、16 名とか、ありますけれども、そういう中で、そのへんを越えないのがいいんではないかなというようなことも含めて考えましたのが 10 人という形で、今日提案させていただいております。なお、ご協議いただいて、15 名がいいかどうか、ありますので、協議いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

池田副会長 はい、今、事務局から説明をいたしました。それについて、小田委員さん、何か。
小田委員 先程、議員さんの数ということもあるんですが、現在の議員さんの数そのものは市町村の大きさによって差があるわけでございますので、それが当然この地域審議会の委員さんについても差があってしかるべきだ。そういうふう思うわけでございます。それと、先程、申し上げましたように、これについては具現化していただかないと具合悪いという点もありますので、一つそのへんも併せてよろしく願いしたいと思えます。

池田副会長 はい、ありがとうございます。それぞれいいですか、一番大きな津市の 16 万数千人の人口規模から 1 万人以下の町、村までであるということで、一律 10 名というのものがという意見もあるわけですが、これにつきまして 10 名から 15 名以内ということで、改正をすることですが、もし、これにつきまして何かご意見ございましたら。はい、中川委員さん。

中川委員 津市でございます。今、委員の数が出ておりますが、私も人口的にと言いますと、津市は 30 人から 40 人おってもいいわけで、10 人ということでは、少ないと思えます。一つの町になって一体化していこうという時に、そういうところで今までの縄張りをどうのこうのというのは、私はどうも似合わないかな、そんな気持ちもございますけれども、今、久居さんから出ました 15 名以内、それぐらいは、やはりその地域に合ったものを反映するには必要ではないかと、こんな気がしておりますので、できたら、10 名以内を 15 名以内ぐらいにさせていただくことを提案させていただきたいな、このように思います。

池田副会長 ありがとうございます。それでは、先程の意見がございました第 4 条の関係で、意見については尊重するという項目と、委員の定員につきましては 10 名以内を 15 名以内に改正をする。こういうことで、よろしいでしょうか。尊重の関係と委員数の関係につきまして、正式に文書表現を事務局から説明させますので、よろしく願いします。

事務局 第 4 条の中で 2 項までございますけれども、尊重の意見ということでございまして、尊重を入れると、3 項追加いたしまして、市長は前項の規定により、審議会から意見が述べられた時は、その意見を尊重するものとするという規定を追加いたしたいと思えます。それと、第 5 条の委員数については、15 名以内という形で記載させていただいて、今日は文章的には出ませんけれども、ご確認いただければ、またあとで訂正したものを送らせてもらうということでご理解いただきたいと思います。

池田副会長 はい、ありがとうございます。今、事務局長から説明をいたしましたように、第 4 条に第 3 項を追加いたしまして、市長は前項の規定により、審議会から意見が述べられた時は、その意見を尊重するものとする。それから、第 5 条の審議会は、委員 10 人以内で組織するというのを、委員 15 人以内で組織すると改正をしたいということでございますが、この追加、改正内容で、ご異議ございませんか。

(異議なし)

池田副会長 はい、ありがとうございます。それでは、協議第 112 号地域審議会の設置に関する協議につきましては、繰り返しませんが、先程追加をさせていただきました内容で確

認とさせていただきます。なお、この追加いたしましたものを早急に各委員さんに送付をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。本日の協議事項につきましては、以上でございます。これもちまして、合併申請に必要な協議事項は、すべて協議会でご確認をいただいたこととなります。まことにありがとうございます。このあとは、合併協定書の調印式と構成市町村の議会の議決をお願いすることとなります。委員の皆様方には今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。それでは、次に会議次第4、合併協定書調印式の日程について、事務局から説明をいたします。

4 合併協定書調印式について

事務局長から合併協定書調印式について報告

日 時 平成16年11月8日(月)午後1時30分

場 所 津センターパレス 5階 津市センターパレスホール

池田副会長 はい、ただ今事務局よりご説明申し上げましたが、合併協定書調印式につきまして、何かご質疑等ございましたら。はい、永田委員さん。

永田委員 何度もすいません。調印式が11月8日ということですが、地域審議会のことで、いろいろ私の要望等もお願いいたしました。11月8日までには間に合わないということですが、私もうちの議会でどのように説明しようかな、そんな頭を痛めているところでありますけれども、池田議長さん言われるように、責任持ってやるからというようなことで、私もそのような旨を報告いたしますので、その点について、くどいようですが、一つよろしくお願いをしたい、このように思います。

池田副会長 わかりました。他に。それでは、ないようでございますので、これで質疑を終わらせていただきます。それでは、次回11月8日月曜日には、合併協定書調印式を執り行いますので、委員の皆様方にはご出席につきまして、よろしくお願いを申し上げます。次に、会議次第の5、その他につきまして、事務局何かありますか。

事務局長 ございません。

池田副会長 はい、ありがとうございます。それでは、本日予定をいたしております事項は以上でございます。閉会に当たりましてお礼を申し上げます。近藤会長に代わりまして議長を務めさせていただきました。議事進行につきましては、委員の皆様方の格別のご協力を賜り、無事会議を終えることができました。厚くお礼を申し上げまして閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

平成 16 年 11 月 19 日

署名委員 1号委員 美里村長

黒 川 和 義 印

2号委員 安濃町議会議長

浅 生 吉 平 印

3号委員 三重大学理事・副学長

渡 邊 悌 爾 印

会議録署名者に確認の結果、正本に署名・捺印をいただきました。